

今月の税務トピックス (欠損金の繰戻しによる 還付の特例の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため飲食店などの休業要請及び外出自粛などの措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、資本金1億円超10億円以下の法人の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付の特例制度（以下「本特例制度」といいます。）が創設されました。

本稿は、創設された本特例制度の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 本特例制度の概要

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等（大規模法人を除きます。）の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができるとされます（臨時特例法7①）。

〔算式〕

$$\text{還付請求できる金額} = \frac{\text{還付候事業年度の所得金額}}{\text{還付候事業年度の所持金額}} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額(注)}}{\text{(注) 分母の金額を限度とします。}}$$

II 大規模法人の定義

前述したIにおける「大規模法人」とは、次に掲げる法人とされます（臨時特例法7①一、臨時特例令5）。

- ① 各事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が10億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含みます。）

III 適用除外となる会社

本特例制度は、法人が各事業年度終了の時において、次に掲げる法人に該当する場合は、適用除外とされます（臨時特例法7①一～五）。

- ① 大規模法人
- ② 大規模法人との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人
- ③ 複数の完全支配関係がある大規模法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている普通法人
- ④ 投資法人（投資信託及び投資法人に關

する法律②十二）

- ⑤ 特定目的会社（資産の流動化に関する法律②三）

IV 震災損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

本制度の適用のほか、災害により災害損失欠損金が生じた法人については、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度等において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書等の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度等の開始の日前1年（欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を受けることができます（法法80⑤）。

おわりに

前述したIVにおける「災害損失欠損金」とは、棚卸資産及び固定資産等に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用とされます。例えば、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、①飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損、②感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損、③施設及び備品などを消毒するために支出した費用、④感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液及び空気清浄機等の購入費用、⑤イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損は、災害損失欠損金に該当します。しかし、①客足が減少したことによる売上げ減少額、②休業期間中に支払う人件費、③イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料は、災害損失欠損金に該当しませんので留意して下さい。

なお、中小法人である青色申告法人の場合、災害損失欠損金以外の青色欠損金については、従来から1年間の繰戻し還付が可能とされています（法法80①）。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。